

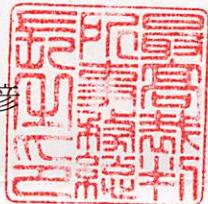
最高裁秘書第4418号

平成30年11月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

10月18日付け（同月22日受付、最高裁秘書第4274号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

72期司法修習申込者に送付された、採用内定通知書の様式が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）